

**暴風・暴風雪警報、特別警報が発令されていない場合の「警戒レベル」による臨時休校等の判断基準について**

大雨等の被害により土砂災害及び洪水等災害発生の恐れがある場合、5段階の「警戒レベル」にて災害発生の危険度と住民がとるべき行動が発令されます。

警戒レベルによる臨時休校の判断については、本学院所在地である「東温市南方地区の土砂災害警戒区域」の発令状況を基準として判断を行います。

**1) 臨時休校となる場合について**

午前7：00の段階で東温市南方地区に「警戒レベル4(避難指示)」「警戒レベル5(緊急安全確保)」が発令されている場合は臨時休校とします。

午後からの講義再開については11：00までに解除された場合、3限目の講義から再開とする。(学院からの連絡が確認できるように自宅待機すること。)

※11：00以降も継続している場合は臨時休校とする。

**2) 学生の居住地に警戒レベル4以上が発令されている場合について**

「警戒レベル4(避難指示)」「警戒レベル5(緊急安全確保)」が発令されている場合は、『自らの命を守ること』を最優先に考え、避難行動に努め身の安全が確保できた状況となった時に学院へ一報ください。

**3) 公共交通機関の運休や見合わせなど道路状況により通学困難な状況について**

無理な登校を避け、始業時間に間に合わないと判断した場合は学院へ連絡をしてください。

リモート講義を行うなど状況に応じた対応を指示します。

**4) 出欠席の取り扱いについて**

上記2)、3)に該当する場合においては、公認の届け出を提出することにより「履修細則第3条(4)天災その他の非常災害」による出席扱いとなります。

警戒レベル	避難情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 【警戒レベル相当情報】	
	とるべき行動	・洪水に関する情報	・土砂災害に関する情報
5	<b>緊急安全確保</b>	・氾濫発生情報【浸水害】 ・洪水警報の危険度分布【災害切迫】	・大雨特別警報 ・土砂災害の危険度分布【災害切迫】
	命の危険直ちに安全確保！		
4	<b>避難指示</b>	・氾濫危険情報分布【危険】	・土砂災害警戒情報【危険】
	危険な場所から全員避難		
3	高齢者等避難	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布【警戒】	・大雨警報【土砂災害】 ・土砂災害の危険度分布【警戒】
	危険な場所から高齢者等は避難		

政府広報オンラインページより参照 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201906/2.html>

※「避難勧告」標記について

令和3年5月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示(緊急)」は「避難指示」に一本化されました。

「避難勧告」は廃止となり、警戒レベル4「避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう。